

F	B 0 6 0 7
保存	30 年 H42.6.30

福井県公安委員会規程第 6 号

金属くず商に対する行政処分規程を次のように定める。

平成 1 2 年 6 月 2 1 日

福井県公安委員会

委員長 田中 葉子

金属くず商に対する行政処分規程

( 目的 )

第 1 条 この規程は、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う金属くず営業条例（昭和 3 2 年条例第 3 2 号。以下「条例」という。）第 2 1 条による処分（以下「処分」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

( 処分の種別 )

第 2 条 金属くず商に対する処分の種別は、営業の停止命令及び許可の取消しとする。

2 金属くず商又は代理人、使用人その他の従業員の条例違反行為であって、軽微であり、違反行為後自主的に改善措置を行うなど改悛の情が著しい場合で、許可の取消し又は営業停止の命令を行う必要がないと認められるものについては、是正措置を講ずべき旨の行政指導を行うものとする。

( 処分の実施基準 )

第 3 条 処分を行うべき条例違反行為及び量定の実施基準については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 許可の取消しを行う場合

ア 条例第 1 3 条又は第 2 1 条の規定による行政処分に違反したとき。

イ 条例第 2 1 条第 1 号、第 3 号の規定に該当したとき。

(2) 許可の取消し又は 3 0 日以上 6 月以下の営業の停止を行う場合

条例第 2 1 条第 2 号又は第 5 号の規定に該当するとき。

(3) 1 5 日以上 3 0 日以下の営業の停止を行う場合

条例第 1 5 条、第 1 6 条前段又は第 1 7 条の規定に違反したとき。

(4) 5 日以上 1 5 日以下の営業の停止を行う場合

前各号に掲げるものを除く条例に違反したとき。

( 処分の認定 )

第 4 条 処分は、警察本部長（以下「本部長」という。）の上申があった場合において、処分の必要を認めるときに行うものとする。

( 上申事由 )

第 5 条 本部長は、第 3 条に掲げる処分事由に該当すると認めるときは、公安委員会に対して処分の上申を行うものとする。

( 処分の加重 )

第 6 条 営業を停止すべき事由で、情状によりその処分を加重する必要があると認められるときは、次の各号に掲げる者の処分を加重することができる。

(1) 最近 3 年間に条例の規定に違反して営業の停止処分を受けた者が、再び営業の停止の事由となる行為をしたときは、当該事由による量定の長期の 1.5 倍の期間を長期とすることができる。ただし、合算した期間が 6 月を超えるときは、許可の取消しを行うものとする。

(2) 営業の停止処分を受けた者が、その期間を満了した日から起算して 1 年以内に 2 回以上営業を停止すべき事由に該当する行為をしたときは、許可の取消しを行うものとする。

(3) 二以上の処分事由がある場合には、処分事由の最も重い量定の長期及び短期の 1.5 倍の期間をそれぞれ長期及び短期とする。

2 一つの行為が二以上の処分事由に該当するときは、最も重い量定の基準によるものとする。

( 処分の軽減 )

第 7 条 処分をすべき事由がある場合であっても、その動機又は情状等により処分を軽減する必要があると認められる者については、次の各号に掲げる基準によりその処分を軽減することができるものとする。

(1) 許可の取消しを軽減するときは、30 日以上 6 月以下の営業の停止処分とする。

(2) 営業の停止を軽減するときは、当該事由による量定の長期及び短期の 2 分の 1 まで軽減する。ただし、軽減した場合の短期の最低は 3 日とし、1 日未満の端数は切り捨てるものとする。

( 他の営業所に係る通知 )

第 8 条 公安委員会は、金属くず商に対する処分をしたとき、又は処分をしようとする場合で、営業者が他の管轄区域に営業所があるときは、当該管轄警察署長に通知するものとする。

( 本部長への委任 )

第 9 条 この規程を実施するために必要な事項については、本部長が別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 12 年 6 月 21 日から施行する。